

平成24年 職員の給与等に関する報告について（概要）

平成24年10月15日
熊本市人事委員会

〈本年の報告のポイント〉

月例給、期末・勤勉手当ともに改定なし

月例給については、本市職員給与と民間給与の較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を見送ることが適当

期末・勤勉手当（ボーナス）については、本市職員の年間支給月数と民間の特別給の年間支給割合がおおむね均衡していることから改定を見送ることが適当（現行3.95月）

1 人事委員会の給与勧告制度の趣旨

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられている制度であり、民間準拠によって職員の給与を決定する仕組みは、市民の理解を得られる給与水準を保障するとともに、労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に重要な意義を有する。

2 民間との給与比較

（1）職種別民間給与実態調査の概要

市内の100事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の227事業所から無作為抽出）を対象に、本年4月分の従業員の給与等について調査を実施

（2）公民の給与比較

給与の較差（一般行政職職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間（A）	職員（B）	較差（A） - （B）
361,776 円	361,720 円	56 円（0.02%）

昨年の較差 768 円（0.21%）

期末・勤勉手当の支給割合の較差

民間（A）	職員（B）	較差（A） - （B）
3.96 月	3.95 月	0.01 月

昨年の較差 0.02 月

3 給与の改定等について

（1）月例給の改定見送り

上記2（2）給与の較差のとおり、民間の給与が職員の給与を56円（0.02%）上回っているが、較差が極めて小さいため、改定を見送ることが適当

（2）期末・勤勉手当（ボーナス）の改定見送り

上記2（2）期末・勤勉手当の支給割合の較差のとおり、職員の年間支給月数と民間の特別給の年間支給割合がおおむね均衡しているため、改定を見送ることが適当

（3）給与に係る諸課題について

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、本市の高年齢層の給与水準等の状況や国及び他の地方公共団体の動向を考慮しながら、高年齢層の昇給・昇格制度の見直しを検討することが必要

平成18年度から実施している給与構造改革における経過措置については、他の地方公共団体の動向を注視しながら、本市の状況や影響を十分に分析し、廃止に向け検討することが必要

4 その他報告事項

(1) 人事管理について

ア 職員の任用について

職員の採用については、優秀な人材を確保するための方策に関し、今後も調査研究が必要。職員の登用については、課長級昇任試験、係長級昇任試験及び消防吏員昇任試験を実施しているが、透明性・公平性・納得性の高い制度の確立が必要。女性職員の登用については、一定の成果が見受けられるが、今後、女性職員がよりキャリアアップしていくことのできるような環境づくりに取り組んでいくことが必要

また、人事評価については、職員の能力・実績がよりの確に反映されるような制度構築に向け、検証を重ねていくことが必要

イ 時間外勤務の縮減について

過度の時間外勤務が職員の健康に及ぼす影響を考慮し、業務配分の偏りや長時間の時間外勤務の発生要因の分析、適正な人員配置を行うなど、組織全体として時間外勤務の縮減に取り組むことを要請

ウ 両立支援の推進について

両立支援の制度を整備するだけにとどまらず、制度の活用促進が重要であり、職場に対する一層の周知を図るとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備に向けた取組を進めていくことが必要

エ メンタルヘルス（心の健康）について

「熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルス対策を継続的に粘り強く取り組んでいくことが必要

オ 高齢期の雇用問題について

「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の内容について分析・研究するとともに、他の地方公共団体の動向を注視しながら、今後の対応を検討することが必要

カ 市政に対する信頼回復について

不祥事に対する厳正な対処、不祥事の発生要因及び背景の調査・分析、職員に対する研修、管理監督者による職場での指導徹底等、総合的な取組が急務

【 参考 】

平均給与月額の前年比較（行政職員給料表適用職員）

平成 24 年 4 月(41 歳 11 月)	平成 23 年 4 月(42 歳 6 月)	対前年増減額(率)
355,267 円	365,156 円	9,889 円(2.7%)

所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的性格の強い通勤手当等を除いた給与新規採用者を含む。

人事院勧告の概要

・月例給、期末・勤勉手当ともに改定なし

月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 273 円 0.07%

（給与減額支給措置による減額後） 28,610 円 7.67%

期末・勤勉手当 公務の支給月数（現行 3.95 月）民間の支給割合（3.94 月）

・50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し